

KAN 通信

VOL71

社労士オフィス.KAN TEL072-395-1291

連絡先: 社労士オフィス.KAN

社会保険労務士 武用 貫汰

〒573−0013

大阪府枚方市星丘 1-26-14

電話: 072-395-1291 FAX: 072-395-1291 e-mail:kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

4月からの求人票記載に 関するポイント

◆明示する労働条件が追加

4月1日からの改正で、 ハローワークの求人票に記載する労働条件に、「従事すべき業務の変更の範囲」「就業場所の変更の範囲」「有期労働契約を更新する場合の基準」の3つが追加されています。具体的な記載のしかたを紹介します。

◆従事すべき業務の変更の 範囲

採用後、業務内容の変更 予定がない場合は、「仕事の 内容」欄に「変更範囲:変 更なし」と明示します。異 なる業務に配置する見込み がある場合は、同欄に変更 後の業務を明示します。

◆就業場所の変更の範囲

異なる就業場所に配置する見込みがある場合は、「転 勤の可能性」欄で「1. あ り」を丸で囲み、転勤範囲 を明示します。

◆有期労働契約を更新する 場合の基準

原則として更新する場合は、「契約更新の可能性」欄で「1.あり」を丸で囲み、「原則更新」を選択して丸で囲みます。通算契約期間または更新回数に上限がある場合は、「求人に関する特記事項」欄に「更新上限:有(通算契約期間〇年/更新回数〇回)」と明示します。

更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は、同欄で「1.あり」を丸で囲み、「条件付きで更新あり」を選択して丸で囲みます。そして、「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載します。通算契約期間または更新回数に上限がある場合は、「契約更新の条件」欄にその旨を記載します。

◆記載欄に書き切れない 場合

上記の労働条件について 指定された記載欄に書き切 れない場合は、求人申込書 の「求人に関する特記事 項」欄に記載します。

【厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「事業主の皆さまへ求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご留意ください」】https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/anteihoukaisei.pdf

「仕事と介護の両立支援 に関する経営者向けガイ ドライン」(経済産業省) が公表されています

◆背景と概要

わが国においては、超高 齢化が進行し、社会・経済 の主たる担い手である生産 年齢人口が減少していま す。そうしたなか、仕事に 就きながら家族の介護にも 従事する、いわゆる「ビジ ネスケアラー」の問題が顕 在化・深刻化しています。 こうしたビジネスケアラー は 2030 年時点で約 318 万人 となると予想されていま す。

従業員の仕事と介護の両立が困難になると、生産性の低下や介護離職につながります。こうした状況は、個々の企業にも打撃を与え、例えば中小企業においては1社あたり年間700万円以上の損失につながると試算されています。

以上の状況をうけ、経済 産業省は「全ての企業の協力が必要」とし、3月26 日、企業経営層を対象として、仕事と介護の両立支援 の意義や進め方などをまとめたガイドラインを公表しました。

◆主なポイント

各企業が法律により義務付けられた措置を講ずることを前提として、「全企業が取り組むべき事項としての『3つのステップ』」、「企業独自の取組の充実」、そして「外部との対話・接続を通じた両立支援の促進」を、「企業におけ

る介護両立支援の全体像」

としてまとめています。

このガイドラインでは、

【経済産業省「「仕事と介 護の両立支援に関する経営 者向けガイドライン」を公 表します」】

https://www.meti.go.jp/pr ess/2023/03/20240326003/2 0240326003.html

5月の税務と労務の手続 期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特 別徴収税額の納付[郵便 局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格 取得届の提出<前月以 降に採用した労働者が いる場合>

「公共職業安定所]

15 目

特別農業所得者の承認申請「税務署」

31 日

- 軽自動車税(種別割)納付[市区町村]
- 自動車税(種別割)の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者 でない場合) <雇入れ・ 離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]

~当事務所より一言~

ついこの前、令和6年の 幕開けだったと思ってま したが、もう5月!早いで すね。やりたいことやりそ びれないようがんばりま しょう

